



千葉県障推指令第286号-12

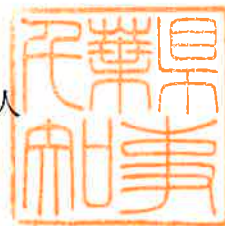
我孫子市柴崎台2-8-10
特定非営利活動法人わごころ 理事長 吉田 充

令和3年4月13日付けで申請のあった医療機関等については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関として指定する。

なお、この指定に当たっては、下記の条件を付して下記の表のとおり承認するものであるから了知されたい。

令和3年5月10日

千葉県知事 熊谷 俊人



記

- 1 主として担当する医師、名称、所在地等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第61条及び第63条に規定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 2 この指定の有効期間は令和3年5月1日から令和9年4月30日までであり、同期間が経過するまでに法第60条の規定による指定の更新を受けなければ、その効力を失うこと。
- 3 指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第66号）により自立支援医療の適正な実施に努めること。

名 称	主として担当する医師・薬剤師の氏名 又は訪問看護ステーション等の名称
わごころケアセンター（訪問看護）	わごころケアセンター（訪問看護）



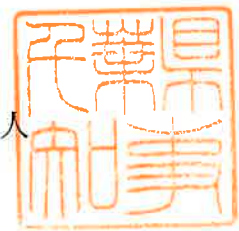
我孫子市柴崎台2-8-10
特定非営利活動法人わごころ
理事長 吉田 充

令和3年4月13日付けで申請のあった医療機関等については、その内容を審査した結果、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定により、令和3年5月1日付けをもって指定自立支援医療機関として指定する。

なお、この指定に当たっては、下記の条件を付して下記の表のとおり承認されたものであるから了知されたい。

令和3年4月30日

千葉県知事 熊谷俊人



記

- 1 主として担当する医師（薬剤師）、名称、所在地等、法第64条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条に規定される内容に変更があった場合には、その旨を速やかに届け出ること。
- 2 法第60条の規定により、令和9年4月30日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号）により自立支援医療（育成医療・更生医療）の適正な実施に努めること。

名 称	担当する医療の種類	主として担当する医師（薬剤師）の氏名
わごころケアセンター（訪問看護）	訪問看護	